

尼崎市譲渡会開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 尼崎市譲渡会開催支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱に定める助成金の交付は、動物愛護団体等が兵庫県内、大阪府内で開催する動物の譲渡会会場の賃借費用を助成することにより、譲渡にかかる金銭的な負担を軽減し、譲渡の促進につなげることで、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- (1) 動物愛護団体等 動物の愛護推進活動を実施している団体若しくは個人をいう。
- (2) 譲渡会 動物愛護団体等が譲渡を目的とし保護若しくは本市から団体譲渡を受けた動物について新たな飼い主を募集し、飼育希望者に譲渡するために開催する会をいう。
- (3) 申請書 様式第1号に規定する尼崎市譲渡会開催支援助成金交付申請書をいう。
- (4) 報告書 様式第2号に規定する尼崎市譲渡会開催報告書をいう。
- (5) 交付審査結果通知書 様式第3号に規定する尼崎市譲渡会開催支援助成金交付審査結果通知書をいう。
- (6) 請求書 様式第4号に規定する尼崎市譲渡会開催支援助成金請求書をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、尼崎市内に活動拠点を有する動物愛護団体等とする。

(助成金の対象及び額)

第5条 助成金の対象となる譲渡会は、兵庫県内、大阪府内で開催する譲渡会とし、助成対象は会場の賃借費用とする。

2 市長は、譲渡会1回の開催につき60,000円を上限に、実際に要した費用に相当する額を、当該年度の予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長に対し、申請書に報告書、譲渡会の開催広報物、譲渡会の実施状況を確認できる写真及び譲渡会会場の賃借費用の領収書を添えて提出しなければならない。

2 交付申請者による助成金交付申請は、譲渡会の開催日から1年以内に市長が受理したもの限り有効とし、郵送の場合は、消印の日を市長が受理した日として準用する。

(報告)

第7条 市長は、譲渡会が適正に行われたか確認するため、必要に応じて、交付申請者に対し、前条に基づき提出のあった書類以外の書類の提出及び報告を求めることができる。

(助成金の交付決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の規定により助成金の交付申請を受理したときは、関係職員に当該書類の審査を行わせ、その申請が適正であると認められる場合は、申請書受理後 30 日以内に交付審査結果通知書の交付をもって交付申請者に通知する。

（助成金の交付決定の取消及び返納）

第 9 条 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）に規定する第 2 条第 4 号、同条第 5 号及び同条第 7 号に該当するとき。

（3）暴力団等の利益となるとき。

（助成金の請求）

第 10 条 交付決定者は、速やかに請求書により助成金の請求をしなければならない。

（助成金の交付）

第 11 条 市長は、前条の規定に基づき助成金の請求を受理したときは、適法な請求を受理した日から 30 日以内に助成金を交付するものとする。

（調査・立会い等）

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員に調査を行わせ、交付決定者に対し、報告、現場立会いを求めることができる。

（委任）

第 13 条 この要綱の規定に定めるもののほか、実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条第 1 項、第 2 項は令和 6 年 4 月 1 日以降に開催された譲渡会に適用する。